

実践研修を6カ月以上のOJTにより受講するための要件等について

1 要件

以下の(1)～(3)をすべて満たす必要があります。

- (1) 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- (2) 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。(具体的には以下①～③のいずれかのおとり)
 - ① やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者(実務経験者)がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。
 - ② 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており(経過措置対象者)、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。
 - ③ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する。
- (3) 上記業務に従事することについて、指定権者(静岡県、静岡市又は浜松市)に届出を行う。(研修受講申し込みの際に、当該届出の写しを提出する必要があります)

2 指定権者への届出

- (1) 実務経験者がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合【1(2)の①】

→配置する際に指定権者に届出を行っているため、改めての届出は不要
- (2) 経過措置対象者がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合【1(2)の②】

→配置する際に指定権者に届出を行っているため、改めての届出は不要
- (3) 基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合【1(2)の③】
 - ① 当該基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすためにサービス管理責任者等として配置している場合
→配置する際に指定権者に届出を行っているため、改めての届出は不要
 - ② 当該基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすためにサービス管理責任者等として配置していない場合
→当該基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する旨の届出を行う必要があります。届出に必要な書類は別表のとおりです。(すでに届出を行っている場合には、改めての届出は不要)

3 届出先

事業所所在地ごとに届出先が異なりますのでご注意ください。

事業所所在地	指定権者(届出先)
静岡市浜松市以外	静岡県(健康福祉部福祉指導課)
静岡市	静岡市(健康福祉部障害者支援推進課)
浜松市	浜松市(健康福祉部障害保健福祉課)

(別表)

指定権者が静岡県の場合	指定権者が静岡市の場合	指定権者が浜松市の場合
(サービス管理責任者) ・変更届出書(様式第2号) ・サービス管理責任者経歴書(参考様式4-3) ・勤務形態一覧表(別紙2-2)	(サービス管理責任者) ・変更届出書(様式第28号の2) ・付表 ・勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・経歴書 ・研修修了証・資格証の写し ・実務経験証明書	(サービス管理責任者) ・変更届出書(第5号様式) ・勤務形態一覧表 ・経歴書 ・研修修了証(相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修)の写し
(児童発達支援管理責任者) ・変更届出書(様式第3号の3) ・児童発達支援管理責任者経歴書(参考様式4-2) ・勤務形態一覧表(別紙1(通所用)、別紙2(入所用))	(児童発達支援管理責任者) ・変更届出書(様式第8号の18) ・付表 ・勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・経歴書 ・研修修了証・資格証の写し ・実務経験証明書	(児童発達支援管理責任者) ・変更届出書(第5号様式) ・勤務形態一覧表 ・経歴書 ・研修修了証(相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修)の写し
届出を行う際の留意点(静岡県・静岡市・浜松市共通)		
<ul style="list-style-type: none">●届出日は実際に提出する日を記入してください。●変更届出書の「変更後」欄に、当該基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する旨を、従事開始日とともに明記してください。(記載例:当該基礎研修修了者〇〇が、個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する。従事開始日:〇年〇月〇日) (※ここでいう従事開始日は、事業所での勤務を開始した日ではなく、個別支援計画の原案の作成までの業務に従事し始めた日を指します。)●勤務形態一覧表は、上記従事開始日が含まれる月とし、当該基礎研修修了者の「職種」欄に「届出対象者」と補記してください。		

(参考)

- サービス管理責任者等に関する告示の改正について(令和5年6月30日、こども家庭庁支援局障害児支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)
- サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて(令和5年3月31日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)